## 法政大学情報メディア教育研究センター研究報告 投稿ガイドライン

法政大学情報メディア教育研究センター(以下、「教育研究センター」という。) の研究報告への投稿については、このガイドラインの定めるところによる。

## 1. 投稿資格

研究報告に投稿できる者は、次の資格を有する者とする。

- (1) 法政大学および付属校の教員ならびに職員
- (2) 法政大学の学部生・大学院生・通信教育部生
- (3) 教育研究センターが関係する研究、教育、開発及び運用等に関わる者
- (4) その他編集委員会が適当と認める者

ただし、投稿時に第一著者または共著者のいずれかが上記(1)から(4)までのいずれかに該当すれば認める。学部生が投稿する場合は、共著者に法政大学の専任教員が含まれているか、法政大学の専任教員の推薦を得た者のみを認める。

## 2. 投稿原稿

投稿原稿は次のいずれかで未発表の原著であること。

- (1)研究論文
- (2) サーベイ/解説
- (3) 事例/調査報告/テクニカルノート
- (4) 研究・開発プロジェクト報告

ただし、編集委員会が特に指定した原稿はこの限りではない。

## 3. 執筆要領

次の執筆要領を守ること。

(1) 原稿は、電子版により提出する。

原則として電子版は以下のとおりとする。

原稿: Microsoft Word 形式および PDF 形式、それぞれ一部ずつ

図表: 十分な品質で印刷できるもの。

分量: 図表等を含め、刷り上がり(原則として2段組)概ね10ページ以内とする。

- (2) 原稿の作成に当たっては、別途示す執筆要項に従うこと。
- (3) 音声、ビデオ及びプログラム等を含む投稿も可能とする。

## 4. 原稿の採否

投稿原稿の採否は、編集委員会による閲読を経て、編集委員会において決定する。なお、原稿の一部修正、書き直しを求めることがある。

## 5. 著者校正

著者校正においては、字句の修正以外は原則として認めない。

#### 6. 著作権

- (1) 掲載論文の著作権は、採録決定日をもって教育研究センターに帰属する。
- (2) 著者が掲載論文を転載する場合もしくは著者に掲載論文の転載依頼があった場合、本学が発行する非営利の紀要、論文集、本あるいは本学または著者が運営する Web サイトであれば認め

られる。

- (3) 掲載論文は教育研究センターの情報提供サービスにて公開される。また、教育研究センターから複製権、公衆送信権行使の委託とともにリポジトリ公開を依頼された本学図書館により法政大学リポジトリで公開される。さらに、必要に応じその他の機関のサービスにより公開される。
- (4) 音声、ビデオ及びプログラム等を含む投稿の場合の著作権については著者と教育研究センターが個別に協議を行う。

## 7. 原稿の提出

次のいずれかの方法により提出すること。

- (1)教育研究センター宛に電子媒体にて郵送又は持参すること。
- (2) 教育研究センターが示す電子メールアドレス宛てに提出すること。

# 8. 原稿受付日及び採録決定日

編集委員会事務局が原稿を受け付けた日をもって原稿受付日とし、投稿原稿について編集委員会が本誌への掲載を決定した日をもって採録決定日とする。

本誌に掲載する際には、末尾に原稿受付日及び採録決定日を付記する。

# 9. 採録決定と公開

編集委員会は原則として原稿受付日から3か月以内に採否を決定・通知する採録決定原稿は 著者校正が終了次第、以下の方法で公開する。

- (1) 掲載論文が原稿および音声、ビデオ、プログラム等からなる場合、教育研究センターの情報提供サービスにてすべての公開を行う。
- (2) 掲載論文が原稿および音声、ビデオ、プログラム等からなる場合であっても、本学図書館リポジトリでは原稿のみの公開を行う。

## 10. ガイドラインの改廃

この投稿ガイドラインの改廃は、教育研究センター研究報告編集委員会の議を経るものとし、 後日その内容を運営委員会に報告する。

#### 付則

- (1) この投稿ガイドラインは 2011 年 1 月 1 日より運用施行する。
- (2) この投稿ガイドラインは 2017 年 11 月 1 日より施行する。
- (3) この投稿ガイドラインは 2017 年 11 月 2 日より施行する。

以上